

(案)

愛媛県宇和島庁舎清掃業務契約書

愛媛県南予地方局長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、愛媛県宇和島庁舎の清掃業務に関し、次の条項により委託契約を締結する。

(信義、誠実の義務)

第1条 甲・乙両者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 この契約の対象となる委託業務の内容は、別添「清掃業務仕様書」のとおりとする。

(契約期間)

第3条 委託業務の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 この契約に基づく委託料は、¥ ー (うち消費税及び地方消費税額¥ ー) とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、¥ ー とする。

(委託料の支払)

第6条 委託料の支払いは、年2回払いとし、乙は、その年の9月の業務完了後、¥ ー、翌年の3月の業務完了後、¥ ーを速やかに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の業務完了確認後、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払の遅延)

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(代理受領の禁止)

第8条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供

してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第10条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときはこの限りでない。

（検査等の実施）

第11条 甲は必要に応じて検査を行ない、委託業務が不十分と認められる場合は、改めて委託業務を命ずることができるものとする。

（設備等の貸与等）

第12条 甲は乙に対し委託業務の実施に必要な清掃員詰所及び倉庫（委託業務を遂行するために必要な電気、ガス、水道を含む。）を無償で提供するものとする。

（費用の負担）

第13条 委託業務を行なうために必要な機械器具及び薬品類等に係る費用は、全て乙の負担とする。

（委託業務内容の変更）

第14条 甲は、必要があると認めたときは委託業務の内容を変更することができる。この場合における委託料は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（契約の解除）

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において委託の必要がなくなったとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が委託業務の実施にあたり、故意又は過失により建物、機械器具及び備品等を破損若しくは亡失したときは、その損害の賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約保証金の返還等)

第18条 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間が終了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(契約の効力の遡及)

第19条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第3条の委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則並びに政府契約の支払遅延防止等に関する法律によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

宇和島市天神町7番1号

甲 愛媛県南予地方局  
局長

乙

## 清掃業務仕様書

愛媛県宇和島庁舎の清掃業務については、この仕様書の定めに基づき、実施するものとする。

### 1 委託業務の範囲

委託業務の範囲は、次のとおりとし、詳細については、別紙1「愛媛県宇和島庁舎清掃作業一覧」のとおりとする。

日常作業、定期作業

なお、作業対象面積は別表1「清掃業務実施面積一覧表」のとおりとする。

### 2 委託業務の実施

(1) 乙は、日常作業については、愛媛県の休日を定める条例に定める休日を除く毎日実施するものとする。

また、定期作業については、乙の事前申出により、甲が日時を定め実施することとする。

(2) 乙は、前項により実施する清掃作業が終了した場合は、毎月速やかに、責任者が検査確認の上、別紙2「愛媛県宇和島庁舎清掃作業報告書」を甲に提出するものとする。

(3) 乙の派遣する職員は、常に清潔な服装で清掃作業に従事しなければならない。